

予算・決算審査のあり方についての検討経過

○改選前の議会改革特別委員会における協議（～H25.9.2）

予算、決算の審査について、全議員が委員会での審査に参加できるよう、

① 全議員が予算・決算委員会の委員となり、予算・決算委員会に常任委員会を単位とした分科会を設けて審査する方法（分科会方式）

② 議員（議長・監査委員を除く）を2つのグループに分けて、13名ずつが交互に、予算、決算委員会の委員となる方法（2グループにわけ方法）

※例えば、AとBの2つのグループに分け、

9月議会の決算審査、及び、翌年3月の予算審査はAグループ、

翌年9月の決算審査、及び、翌々年3月の予算審査はBグループ、

次の9月の決算審査はAグループ、と交互に委員となる方法。

この方法では、予算審査を行ったグループが、当該年度の決算審査を行うことになる。

③ 現在の特別委員会による審査方法（現在の方法）

の3つの案について議論された。

OH25.9.2 各派代表者会議

決算特別委員会委員13名をドント方式で選出。

OH26.2.24 各派代表者会議

予算特別委員会委員13名をドント方式で選出。

○ドント方式では、7人会派からは委員4人の選出となることを、「偶数の会派は（予算・決算委員会）半分ずつになるが、3人、5人、7人の奇数会派はそうでない」、「議会運営委員会ではできるだけみんなが参加できるようにという声もあった」ことから、委員数は3人とする旨、7人会派から申し出があり、1名は1人会派へ割り振ることが了承された。

○「今回も1つの案だが、色々な意見をもらえるよう、早急に議論するよう議長で取り計らいをお願いしたい」との意見があった。